

熊本地区労働者福祉協議会指定店会規約

(名称)

第1条 本会は、熊本地区労働者福祉協議会指定店会「略称：熊本地区労福協指定店会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、熊本地区労働者福祉協議会（以下、熊本地区労福協という）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、勤労者の福祉事業としての趣旨を理解し、勤労者の利用する購買等全般に亘っての利便性の向上と労働者福祉運動の発展に寄与することを目的とする。

また、本会の会員及び準会員の相互扶助並に親睦を図り、熊本地区労福協指定店会と会員及び準会員の事業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 熊本地区労福協との緊密な連携を図り、熊本地区労福協が行う事業への積極的協力と参加。
- (2) 会員及び準会員の熊本地区労福協に関する相互理解と事業体活動の活性化のため情報交換、研修会等の開催。
- (3) 勤労者へのサービス向上及び、指定店経営の相互研究と共同宣伝。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員及び準会員は、役員会で承認し会費を納入したものとする。
準会員としての加入は、2年を限度とする。

(権利)

第6条 会員及び準会員は、熊本地区労福協・事業体から広告掲載・情報提供等の便宜を受けることができる。

但し、準会員は会員資格の一部権利を制限されることがある。

(義務)

第7条 会員及び準会員は、役員会及び総会において定められた会費または特別会費を納入し、会の規約を遵守しなければならない。

(脱会)

第8条 本会からの会員及び準会員の脱会は、書面をもって会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。尚、会員・準会員が事業の廃業等の場合は、自動的にその資格を失う。

(除名)

第9条 会員及び準会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の規約を守らず、又は決議を無視する行為があったとき。
- (2) 会の信用を著しく損なったとき。

(3) 会費の納入を怠ったとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。但し、準会員は役員就任の資格は無いものとする。

会長	1名	副会長	若干名
事務局長	1名	事務局次長	若干名
幹事	若干名	特別幹事	若干名
会計監査	2名		

(役員を選出)

第11条 役員は総会において選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1年とし、再選は防げない。任期途中で交代の必要がある場合は、役員会の確認により前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長及び副会長を補佐し、会務を掌握する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 幹事は役員会を組織し、本会に係る業務を執行する。
- (6) 会計監査は会計及び会務の執行を監査する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は毎年1回、臨時総会は会員の過半数から要請があった場合及び会長が必要と認めたときは、役員会を経て会長が招集する。
- (2) 総会の議長は会長が指名し、出席者の承認を得る。
- (3) 役員会は会長が必要と認めたとき開く。
- (4) 役員会は会長が議長となる。

(定員数及び議決)

第15条 本会の会議は、その構成人員の委任を含む過半数以上の出席により成立する。議決は出席者の過半数で決議し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(会費及び入会金)

第16条 本会の経費は、会費及び助成金、臨時会費、寄付金、その他の収入によって充てる。

- (1) 会員の会費は、年36,000円とする。
- (2) 準会員は特別会費として、年12,000円とする。
- (3) 会費・特別会費の納入は、総会開催後1月以内に納入のこととする。
- (4) 新規入会の場合は、加入を確認した役員会の翌月より、月割として、月3,000円(準会員は月1,000円)で残月数の会費を納入することとし、次年度からは第16条(1)(2)による。

(返済)

第17条 本会の会費は脱会、除名による場合、一切の資金、入会金、会費その他について返却しないものとする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(決算)

第19条 本会の決算は、年度終了後、速かに監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(付則)

第20条

- (1) 本会運営の会議、出張に対しては役員会において定める費用を支出することができる。
- (2) 本規約の改正は、総会において過半数の賛同を経てきめる。
- (3) 本規約に定めなき事項については役員会の決議を得て会長が別に定める。
- (4) 本規約は、昭和58年10月31日より実施する。
- (5) 本規約は、昭和62年1月17日より実施する。(一部改定)
- (6) 本規約は、平成元年2月23日より実施する。(一部改定)
- (7) 本規約は、平成5年2月17日より実施する。(一部改定)
- (8) 本規約は、平成11年3月18日より実施する。(一部改定)
- (9) 本規約は、平成12年5月22日より実施する。(一部改定)
- (10) 本規約は、平成17年2月28日より実施する。(一部改定)
- (11) 本規約は、平成18年2月13日より実施する。(一部改定)
- (12) 本規約は、平成19年2月9日より実施する。(一部改定)
- (13) 本規約は、平成20年2月5日より実施する。(一部改定)